

岐阜県立岐阜商業高等学校定時制いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下法という)第 13 条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法の第 2 条

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・悪口、からかい、脅しなどの言葉によるいじめ
- ・叩かれたり、蹴られたり、服を脱がされたりするなどの身体への暴力によるいじめ
- ・所有物を壊されたり、捨てられたり、隠されたりするなどの物質的な被害
- ・金を盗まれたり、たかられたりするなどの金銭的な被害
- ・集団による無視や仲間はずれ
- ・危険なことや恥ずかしいことなど、したくないことをさせられるなどの強制や圧迫
- ・SNS や掲示板などインターネット上での誹謗中傷

(3) 学校姿勢

- ・いじめを人権に対する重大な侵害であるにとらえ、いじめを決して許さないという意識を徹底し、教職員、生徒、保護者などの間で共有する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を調査して判断する。
- ・学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・『学校いじめ防止プログラム』と『いじめの早期発見・事案対処マニュアル』を定め、いじめを未然に防止するとともに、いじめ発生時には適切な初動対応をとる。
- ・いじめは、「いつでも」「どこでも」「誰にでも」起こりうるという危機意識をもつ。
- ・生徒の生活態度や学習状況、生徒間の人間関係に細心の注意を払い、全職員で情報交換を密にする。
- ・部活動での先輩後輩の上下関係や同級生内での人間関係などに悩む生徒に対し、部顧問、担任、養護教諭、教育相談係が中心となって、早期解決を図る。
- ・いじめの報告や相談があった際には、一部の職員だけでなく学校全体で組織的に素早く対応する。
- ・いじめが解決したと速断せず、言葉かけをするなどして注意を怠らず、その後の経過を観察する。
3 か月を目安に被害生徒本人と保護者に面談し、心身の苦痛を感じていないか確認する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

- ・公認心理士の巡回教育相談の機会を活用し、第三者の立場から専門的客観的な意見を伺う。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

〔組織の名称〕

いじめ防止対策委員会

〔組織の構成員〕

- ・校内委員(校長、副校長、生徒指導主事、教育相談担当、関係職員)
- ・第三者委員(弁護士、公認心理士、地域代表、保護者代表)

〔組織の運営〕

- ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止対策委員会を組織する。
- ・年に2回いじめ防止対策委員会を開き、各部会等からの情報やいじめ調査の結果等をもとに、校内のいじめに関する実態の確認や取組に対する検証等をおこなう。また、必要に応じて第三者委員を加えたいじめ防止対策委員会を開く。

(2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・人権尊重の精神を養い、差別や偏見を排除することができる態度と実践力をもつ生徒を育成する。
- ・『学校いじめ防止プログラム』をもとに、校内で研修会を開催したり、外部の研修会にも積極的に参加し、教職員がいじめに対する正しい認識を深める。
- ・情報の「報告・連絡・相談」の体制を整え、いじめと判断される問題が生じたときは「最悪の事態を想定して、慎重に、素早く、誠意をもって、組織的に」対応する。

【生徒指導部】

- ・基本的な生活習慣を確立させ、偏見のない人間の育成を図り、特にいじめや暴力行為を排除する指導を行う。
- ・お互いの人格を尊重するという視点から、挨拶の徹底を図る。
- ・様々な社会貢献をすることで、自己有用感や自己肯定感を育成するとともに、社会への帰属意識を高める。
- ・各種の講話などを開催し、心を育てる指導を行う。
- ・外部機関との連携を図る。

【教育相談】

- ・気軽に相談できる環境を整え、生徒が安心して相談できるようにする。
- ・人権講話などの人権に関する統一LHRを行い、人権意識の向上を図る。
- ・『学校いじめ防止プログラム』をもとに各種調査を実施し、生徒が置かれている状況の把握に努める。
- ・心理検査を実施して、生徒の心理状態等を客観的に把握して生徒理解を深め、その後の指導に有効活用する。
- ・情報交換会を実施して共通理解を図り、全教職員の危機意識の高揚と校内連携体制の充実を図る。

【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、わかる授業をおこなうための教科指導の工夫と充実を図る。
- ・成績の優劣が人間性の優劣を判断する基準にならないように心掛けるとともに、教科指導においても学力と人間性を明確に区別して指導することで、生徒個々がお互いの長を認め合うことができる場を作る。

【進路指導部・渉外部】

- ・進路目標を早期に考えさせ、目標達成に向けて、計画的に努力させる。
- ・キャリア教育などを通して、社会活動による人間力の向上及び自己表現のイメージをもたせる。
- ・育友会総会や保護者懇談会などで、いじめ防止のためには地域や家庭との連携が重要であることを伝え、協力を依頼する。

【特別活動部】

- ・学校行事やHR活動では、一人一人に役割を持たせることで、帰属意識を高めるとともに、自己有用感や自己肯定感を育成する。
- ・部活動を通して、良好な人間関係を築き、お互いに高めあえる組織を目指す。
- ・ホームルーム活動を通して、道徳心や倫理観を育成するとともに、コミュニケーション能力を習得させる。

【図書・研修部】

- ・人権意識を啓発する図書を積極的に取り入れ、生徒の活用を促す。

【保健厚生部】

- ・保健室を利用する生徒の心身の観察、健康相談を行い、担任、部顧問、教育相談係と速やかに連携を図る。
- ・発達障がいを持つ生徒の障がい特性や心情を理解し、全職員が一貫性のある配慮を行い、学校生活への適応を支援する。

(3) 学校いじめ防止プログラム

月	行事	取組内容および目的
4	始業式 教育相談 クレペリン検査	・学校いじめ防止基本方針の説明 ・生活状況の変化やそれに伴う心身の健康状態などを把握
5	育友会総会 教育相談	・学校いじめ防止基本方針の説明 ・学級懇談を実施し、保護者との連携強化 ・生活の様子や心身の健康状態などを把握 ・迷惑行為の有無の確認
6	生徒実態調査 職員研修 第1回校内迷惑調査	・生徒の生活全般に関わる意識の確認 ・クレペリン検査の有効的な活用の理解 ・『いじめ早期発見・事案対処マニュアル』の徹底と『いじめ兆候チェックポイント』の活用
7	第1回県いじめ実態調査 いじめ防止対策委員会 三者懇談	・全学年を対象に記名式での確認 ・生徒の家庭生活の状況を確認 ・第1回校内迷惑調査の結果を報告

		・前期のいじめ問題に対する取組の検証
8		
9	教育相談	・長期休業明けの心身の状態や変化などを把握
10	教育相談	・生活の様子や心身の健康状態などを把握 ・迷惑行為の有無の確認
11	職員研修	・いじめに関する研修を通して、高い人権意識を身に付けるとともに、危機意識を高める
12	三者懇談 人権に関する統一LHRの実施 「ひびきあい活動」 第2回校内迷惑調査	・生徒の家庭生活の状況を確認 ・人権意識啓発とともに、いじめに向かわない態度の育成、いじめを許さない環境作りにつなげる ・全学年を対象に記名式での確認
1	第2回県いじめ実態調査	・第2回校内いじめ調査の結果を報告
2	いじめ防止対策委員会 第3回校内迷惑調査	・今年度のいじめ問題に対する取組の検証 ・全学年を対象に記名式での確認
3	第3回県いじめ実態調査	・第3回校内迷惑調査の結果を報告

3 いじめ早期発見・事案対処マニュアル

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

〔組織対応〕

- ・いじめ防止対策委員会による対応

〔対応順序〕

- ・当該生徒の正副担任や部活動顧問、生徒指導部など複数の教員により、事実関係の正確な把握に努め、いじめとして対処すべきかどうかの判断をする。
- ・被害生徒の訴えをしっかりと受け止め、共感的理解をする。
- ・事実関係があいまいな場合、他の生徒と面談を行ったり、必要に応じて緊急アンケートを取るなどして、情報を収集する。
- ・いじめ問題として対処すべきであると判断した場合、学校の教職員は速やかに、校内いじめ防止対策委員会にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。状況に応じて、第三者も含めたいじめ防止対策委員会を開く。
- ・被害生徒の心身に対するケアを行う。必要があれば専門家の協力を得る。
- ・加害生徒に対しては、家庭環境などを考慮しながらも、自らの行為によって生じた事態を重く受け止めさせ、再び同様の行為をすることがないように指導を行う。また認識のずれがある場合には、丁寧に説明し、被害者側の認識を理解させる。
- ・被害生徒と加害生徒双方の保護者に対して、認識の共有ができるよう情報の提供を行い、今後の指導と支援方針等についての説明を行う。
- ・教育上必要があると認められるときは、適切に加害生徒に対して懲戒を加える。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携してこれに対処する。
- ・学校長がいじめの事実、経過等について責任を持って学校安全課へ報告をする。

- ・経過、背景、対応等について報告書を作成する。
- ・いじめが収束したと急いで判断せず、経過観察を怠らない。およそ3か月間、いじめ行為が止んでいることと被害生徒が心身の苦痛を感じていないことをいじめの「解消」とする。

(2)「重大事態」と判断されたときの対応

〔対応順序〕

- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、「重大事態」が発生したものとして報告や調査等にあたる。
- ・学校安全課へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

〔学校主体による調査組織の編成〕

- ・外部メンバーを含めたいじめ防止対策委員会を開催する。
- ・「スペシャリストサポート事業」を活用し、さらに必要な第三者をいじめ防止対策委員会に加えることができる。

〔学校主体による調査における注意事項〕

- ・学校安全課と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は学校安全課に報告する。
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は学校安全課による指導及び支援を受けて、いじめの被害生徒・加害生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

4 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を卒業後5年とする。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを把握する上で、有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

平成26年4月策定 平成27年4月一部改定

平成 28 年 4 月一部改定
平成 29 年 10 月一部改定
平成 30 年 10 月一部改定
令和元年 7 月一部改定
令和 7 年 3 月一部改定